第三条　この省令による改正後の国民年金法施行規則第三十六条の三若しくは第三十六条の四（平成十八年改正省令附則第三条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の三若しくは第五十一条の四、厚生年金保険法施行規則第三十五条の三（平成十八年改正省令附則第四条第二項において準用する場合を含む。）、第三十五条の四（平成十八年改正省令附則第四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の四（平成十八年改正省令附則第四条第四項及び附則第六条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第六十八条の三（平成十八年改正省令附則第四条第五項において準用する場合を含む。）、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条、第三十八条の二、第四十四条、第五十三条、第六十一条若しくは第七十二条、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二又は平成十八年改正省令附則第五条第二項若しくは第六条第二項の届出を行おうとする者（その誕生日が八月一日から九月三十日までの間にある者に限る。）は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定の例により当該届出を行うことができる。

○厚生労働省令第百五十三号

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

厚生労働大臣　根本　匠

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条―第十二条）

第二章　経過措置（第十三条―第十九条）

附則

第一章　関係省令の整備

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　派遣労働者の保護等に関する措置	第二章　派遣労働者の保護等に関する措置
第一節　労働者派遣契約（第二十一条―第二十四条の六）	第一節　労働者派遣契約（第二十一条―第二十四条の二）
第二節～第四節　（略）	第二節～第四節　（略）
第三章　紛争の解決（第四十六条の二）	第三章　雑則（第四十七条―第五十五条）
第四章　雑則（第四十七条―第五十五条）	附則
附則	（事業報告書及び収支決算書）
（事業報告書及び収支決算書）	**第十七条**　（略）
第十七条　（略）	2　（略）
2　（略）	（新設）
3　法第三十条の四第一項の協定を締結した派遣元事業主は、第一項の事業報告書には、当該協定を添付しなければならない。	3　（略）
4　（略）	（情報提供の方法等）
（情報提供の方法等）	**第十八条の二**　（略）
第十八条の二　（略）	2　（略）
2　（略）	3　法第二十三条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
3　法第二十三条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	一・二　（略）
一・二　（略）	（新設）
三　法第三十条の四第一項の協定を締結しているか否かの別	（新設）
四　法第三十条の四第一項の協定を締結している場合にあつては、協定対象派遣労働者（法第三十条の五に規定する協定対象派遣労働者をいう。以下同じ。）の範囲及び当該協定の有効期間の終期	三　（略）
五　（略）	